

ローエイシア ニューズレター

No.43 (2026年1月)

日本ローエイシア友好協会

年頭にあたって



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。

年開けは、トランプ大統領によるベネズエラ侵攻のニュースから始まりました。力による現行秩序変更の動きは、短い間に、イラン、グリーンランドにまで拡大し、更に広がる危険さえあります。一方で、アジアでは、台湾問題に加えて、中国が海洋進出の動きを強め、フィリピンや太平洋の島嶼国、それらの国を支援するアメリカ、オーストラリア等との間に深刻な軋轢を生んでいます。世界は、混迷の時代を迎えています。

今年ローエイシアは、1966年の創立から60周年の、記念すべき節目を迎えます。ローエイシアが創立以来、アジア太平洋地域の法の支配の促進、平和の確立、法律家の交流など多方面に涉り、大きな役割を果たして来ました。日本の参加は1972年からです。私は、1997年から1999年まで2年間ローエイシア会長を務め、1976年、スリランカのコロombo大会の際挙行された50周年記念式典にも出席しましたが、この10年間のこの地域を巡る国際情勢の悪化に強い懸念を持って見えています。そのような中で、昨年11月、ベトナムのハノイで開催されたローエイシア大会に、当協会副会長 鈴木五十三弁護士を団長として、日本全国から若い弁護士が多数参加され、種々な機会を通じて、アジアの同胞との間の意見交換、国際親善と交流を深めてくださったことを、大変うれし

く思っております。

今年、当協会の家族法部会が、部会長 芝池俊輝弁護士を中心に、ローエイシアの家族法と子供の人権会議を、2014年の札幌大会以来久方ぶりに日本に招致する準備を進めておられます。意義ある盛大な会議になることを期待しています。

昨年の当協会の国内の活動としては、国際民事法センター、商事法務研究会と共同して立ち上げた、アジアビジネスローフォーラム (ABLF) が、法律家、企業、研究者をカバーする3つのセミナーを開催したことが特筆されます。4月には、バンングラディッシュとスリランカを対象としたセミナーを実施し、6月には、「トランプ政権の今後と日本の課題」をテーマに、東京、ワシントン、ブラッセルを繋いだ討論会を実施しました。そして、昨年11月に東京で開催されたセミナーでは、日本における「外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて」をテーマに、アジアの国々の経験や実状も踏まえ、官庁、地方公共団体、企業、研究者の各発表者の間で、排外主義を廃し、外国人と日本人が共存する公正な社会を実現するための深い内容の議論が交され、参加者からも高い評価が寄せられました。

アジア太平洋地域において、日本の法律家の貢献への期待は益々大きくなっています。仲々思うにまかせぬところがありますが、今年も、国内外の活動の充実のために、力を合せて頑張りましょう。

友好協会とLAWASIAとの連携



日本ローエイシア友好協会副会長
ローエイシア協会元会長

鈴木 五十三

友好協会の活動を検討するにあたっては、ローエイシア本部との連携は重要な要素となります。本部との関係を理解するため、まず本部側の組織、とりわけ執行委員会の構造と役割について概観します。

LAWASIA 本部の執行委員会 (Executive Committee, 通称 ExCo) は、理事会により選出された8名の委員に、会長、次期会長、前会長、3名の副会長および事務局長を加えて構成される組織運営の中核機関です。理事会が大局の方針を定めるのに対し、ExCoはその意思を具体的施策へと落とし込み、対外活動を含む重要事項の意思決定および執行を担う機関として機能しています。LAWASIA が理念にとどまることなく、実効性ある地域連携を維持している背景には、この執行委員会の継続的かつ責任ある活動があります。

ExCo へのアクセスは、LAWASIA との実質的連携を確保するうえで極めて重要です。委員の多くは自国弁護士会の会長や国際委員長等を歴任した指導的立場の弁護士であり、その人的ネットワークは広範かつ実務的です。ExCo を通じることにより、各国弁護士会および会員弁護士との通信・交流を制度的基盤のもとで円滑に進めることが可能となります。さらに、地域的に隣接する弁護士会との友好関係を媒介として交流の範囲を広げることもでき、ExCo はアジア・太平洋地域における法曹ネットワークの要として機能しています。

現在の執行委員は、シンガポール、韓国、インド、マレーシア、台湾、スリランカ、香港、オース

トラリア、日本等の国・地域から選出されています。任期は1年ごとの改選を経ながら概ね3年から4年、長い場合には6年から8年に及びます。副会長を経て会長へと進む段階的な役割拡大が一般的であり、経験の蓄積と信頼関係を基礎とした継続的リーダーシップが確保されています。この制度設計が、組織の安定性と政策の一貫性を支えています。

現在の会長はシンガポール出身の家族法専門弁護士であり、長年の活動を経てその任に就いています。次期会長は韓国出身で、知的財産およびビジネス分野を専門とする実務家です。前会長はインド出身の訴訟弁護士で、同国最高裁判所における代理活動を専門とし、憲法問題や人権問題に深い見識を有しています。

台湾からは台北を拠点とする女性弁護士が参加し、紛争解決およびビジネストラナクションを専門としながら台湾弁護士会の国際活動を支えてきました。香港からはチャン弁護士が加わり、香港弁護士会会長としての経験を背景に、政治的に敏感な課題に対しても法律家として冷静な立場を維持しつつ議論に貢献しています。マレーシア、スリランカ、オーストラリアからも各国弁護士会の中核を担ってきた実務家が参加しています。

日本からは、東京大会当時の高谷知佐子弁護士、続く上柳敏郎弁護士、そして現在は小原正敏弁護士が執行委員を務め、日本と本部との連携基盤を築いてきました。私自身は元会長として現在、執行委員会顧問の立場にあり、必要に応じて会議への出席が

認められており、日本とLAWASIAとの架橋に関与しております。

もっとも、本部活動との交流はExCoとの接触に限られるものではありません。LAWASIAは分野別の活動セクションを有しており、それぞれの専門領域において具体的な連携が進められています。現在名古屋で開催準備が進められている家族法および子どもの権利に関する会議については、家族法セクションとの連携のもと、日本から今里恵子弁護士が接触および調整を担っています。また、人権セクションにおいては、ネパールで開催された人権大会や、昨年の核兵器使用80周年を機に実施されたセミナーの企画に際し、日本から北村聡子弁護士が連携役として尽力しています。

このように、ExCoを通じた組織中枢との連携と、各専門セクションとの実務的協働とが重層的に展開されることにより、LAWASIA活動の実質的な広がりが実現されています。

ExCoメンバーおよび各セクションに共通する基盤理念は、法の支配、弁護士の独立、人権の尊重です。地域情勢が複雑化する中であっても、政治的立場に左右されることなく、法律家として理性的かつ冷静な判断を重んじる姿勢が維持されています。友好協会を通じてこれらの執行部および専門セクションと連携することは、単なる形式的交流にとどまらず、自らの活動をLAWASIA全体へと接続し、地域に根差した法曹活動を国際的文脈へと架橋するための実践的かつ確かな回路であるといえます。

第38回 LAWASIA 年次大会 (ハノイ大会) に参加して



日本ローエイシア友好協会副会長
ローエイシア執行理事 (Exco)

小原正敏

第38回 LAWASIA 年次大会は、ベトナム社会主義共和国の首都で、歴史と文化、そして政治の都とも呼ばれているハノイ市で“Transacting in the Asia - Pacific — Legal, Cultural, and Environmental Challenges”を統一テーマとして2025年10月11日から13日まで開催されました。ベトナムでの年次大会の開催は、16年ぶりとのこと。開催地ハノイ市の現在の人口は、約880万人で、市の中心部にある旧市街には、歴史を感じる建物や商店が立並び、多くの人々と車が行き交い、活気に満ちあふれていたのが印象的でした。

年次大会の開催は、10月11日の午後からでしたが、同日の午前中に、理事会が開催され、2024年-2025年度の活動・財務報告と各法域の理事からの報告、LAWASIAの会員資格である「法律専門職」の定義と上級役員となる資格を明確にする憲章の改正、パプアニューギニア法曹協会、ブータン弁護士会の団体加盟等が承認されました。また、2025年で2年の任期を満了するShyam Divan会長の後任にY. T. Liang次期会長が、Yang Eric Eunyong氏が次期会長に就任することが確認され、新しい執行部の選挙が実施されました。

年次大会は、開会式の後、全体セッションとしてインド・マレーシアの現・前最高裁番所長官の基調講演を皮切りに、現代社会で重要となっている多様な法分野についての、充実したセッションが3日間にわたり繰広げられました。日本からも団体会員となっている東京三会、福岡県弁護士会からだけでは

なく、仙台、愛知、大阪、京都といった各地の弁護士会から、若い世代の弁護士を含む多くの参加者がありました。参加者にとっては、日本だけではなく、アジア各国の弁護士と互いに親交をあたためる貴重な機会となったと思います。特に日本から参加した若い世代の参加者が、大会プログラム・セッション後に、ハノイ市内に食事等に出かけ、日本やアジア諸国から参加した弁護士と親しく交流する機会が得られたことは、参加者個人の楽しい思い出にとどまらず、弁護士としてのネットワークを広げ、弁護士業務・活動領域拡大の貴重な財産となったのではないのでしょうか。

また、今回の大会で心強かったことは、様々なセッションで、日本の若手弁護士がパネリストとして登壇したことです。日本の弁護士が、そのような場で日本の法律・司法について発信し、他の国の法律家と意見を交換することは、日本の司法の国際化を促進する有益な機会であると確信します。

今回の年次大会がこのように素晴らしい大会となったのは、すべての参加者を歓迎し、ベトナムの司法・文化・芸術等を参加者に紹介する充実した素晴らしい企画と運営を支えてくださったDr.DO Ngoe Thinkベトナム弁護士連合会会長をはじめとする、ベトナム弁護士の皆様のお蔭で、心から感謝したいと思います。

次年度の第39回年次大会は、2026年9月に、韓国ソウル市で開催されます。日本と近く日弁連とも長年に亘り親交のある開催地ですので、さらに多くの会員が参加されることを期待しています。

混迷する世界と法の支配



弁護士

日本ローエイシア友好協会理事

アジアビジネスローフォーラム事務局長

島村 洋介

2026年の始まりにあたり、多くの人々が今後世界はどうなってしまうのだろうか、不安な気持ちに囚われたのではないだろうか。2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は4年弱となり、すでに第二次世界大戦における独ソ戦の約3年10か月を超え、欧州では第二次世界大戦以来最大規模かつ長期化した武力紛争であるとされている。2023年10月に始まったイスラエルによるガザ侵攻は2025年10月に停戦合意が発効したものの、依然として散発的な武力衝突が続いている。この間、ガザ地区での死者は累計で7万1000人を超えているという。新年早々には、米国トランプ大統領がベネズエラを武力攻撃してマドゥロ大統領を拘束し、2025年末から続くイランでの反政府デモと治安部隊との衝突に対しても軍事介入の可能性を言及した。さらに、トランプ大統領は同盟国であるデンマークにグリーンランド購入を提案し、提案に応じなければ軍事的選択肢も示唆している。勿論、これら以外にもミャンマー、アフガニスタン、シリアなど世界のいたるところで今なお多くの人々が国際社会から文字通り生きていくための支援を求めている状況を私たちは忘れてはならない。

第二次世界大戦後、世界は戦争の惨禍を深く反省し、国際連合を創設し、国家間の紛争を国際法に基づき多国間による話し合いで平和的に解決するという世界秩序を構築してきた。勿論、その後も世界各地で武力紛争、武力衝突はあったものの、建前上は国際法に則りその解決が模索されてきたのである。

しかし、今や、世界はそのような建前もかなぐり捨て、「武力による解決」、「力による支配」を剥き出しにするようになった。そのような世界がいずれ軍拡競争に走り、誰もが望まない世界が招来することは歴史の教訓から明らかではないのか。特に核兵器が事実上拡散している現代においては、何かのきっかけで暴走が始まれば、人類そのものが絶滅しかねないのである。

このような世界情勢の中で、「法」を信じ、「法」に携わり、「法」を生業としている法律家は、何を拠り所に、何を目指し生きるべきなのだろうか。複雑かつ冷徹なりアリズムの前に膝を屈してしまっただいのか。いや、理不尽を放置せず法の力により少しでもあるべき世に近づけていくようにするのが法律家の使命であろう。確かに我々一人一人はあまりにも大きな歴史の流れの中でもがき苦しむ一握みの藁屑に過ぎないが、そんな藁屑でも手に手を取り合あって連帯すれば、濁流を堰き止める大きな堤になれるかもしれない。ローエイシアはアジア・太平洋地域最大の国際法曹団体である。「法の支配」の力を信じ、同じ思いや志を持った法律家たちがローエイシアに世界各国から導かれ集い、そして連帯していけることを2026年の初めにあたり強く願うものである。

第10回 LAWASIA Family Law & Children's Rights Conference の日本開催に向けて



日本ローエイシア友好協会理事 芝池俊輝

2027年夏、第10回 LAWASIA Family Law & Children's Rights Conference が日本で開催されることが決定した。開催地は名古屋とする方向で調整中である。2014年に札幌で第5回大会が開催されて以来、実に13年ぶりの日本開催であり、家族法および子どもの権利をめぐる国際的な議論を日本に招く貴重な機会となる。

本大会は、家族法、子どもの権利、親子関係、国境を越える家族紛争、司法と福祉の連携などをテーマに、アジア・太平洋地域の法律家や研究者が集い、各国の制度や実務の動向を共有し議論する国際会議である。近年は、国際的な子の連れ去り、ドメスティック・バイオレンスと親権、子どもの意見表明権、LGBTQ+ ファミリー、ADR、心理職やソーシャルワーカーとの連携など、家族の多様化と複雑化を反映した先端的テーマが幅広く取り上げられてきた。

直近の第9回大会（2025年・マレーシア／ペナン）でも、子どもの最善の利益を軸に、家庭内暴力事案における司法対応、デジタル社会における子どもの権利、文化的多様性を踏まえた家族法実務などが議論され、各国の最新の立法・実務が共有された。日本の実務家にとっても、比較法的視点から自国の制度を見直す重要な機会となる内容であった。

日本開催に当たっては、2014年の札幌大会、2017年の東京での年次大会、そして2023年に福岡で開催されたローエイシア人権大会の経験が大きな礎となっている。同大会では海外から多数の参加者を迎

え、地方都市においても国際会議を円滑に運営できることが実証された。そこで培われた運営ノウハウや国際的ネットワークは、2027年大会の企画と実施においても重要な資源となる。

また、日本の家族法を取り巻く状況も大きく動いている。2026年4月から離婚後の共同親権制度が導入される予定であり、親権、監護、面会交流の在り方は大きな転換点を迎えている。子どもの最善の利益をどのように確保するか、紛争性の高い事案において共同親権をいかに運用するかについては、諸外国の経験と比較しながら検討することが不可欠である。この時期に日本で国際会議を開催する意義は極めて大きい。

2027年大会では、日本の実情と課題を国際的な議論の中に位置づけ、裁判所、弁護士、研究者、心理職、福祉関係者が交差する実践的な議論の場を目指す。2014年札幌大会の成果と2023年福岡大会の経験を継承し、日本の家族法実務を国際的対話の中で発展させる節目となる大会としたい。

日本ローエイシア友好協会としても、本大会の成功に向け、会員への情報提供と参加促進を通じて積極的に支援していく所存である。2027年夏、再びアジア・太平洋の家族法実務家が集うその日を、今から心待ちにしたい。

ラオスでの法整備支援と AI の脅威



弁護士

(2021-2026 JICA 法整備支援長期派遣専門家・ラオス)

阿讃坊 明 孝

ラオスにおける法整備支援

東南アジアの一国であるラオスにおいては、1998年から日本の法整備支援活動が開始され、25年以上という長期間にわたって日本との間において司法分野における支援と交流が継続している。その間、日本の専門家の派遣を通じて民事法や刑事法を中心とする法理論の研究が行われ、2018年には日本の支援によるラオス初の民法典が成立するという成果を出している（2020年5月27日施行）。その内容は、単に日本法の知見を取り入れるだけではなく、ラオスの旧法やその他の国からの知見も含めて総合的に研究された結果、ラオス独自の考え方が十分に反映された内容となっている。

法適用・法解釈の重要性

そのようなラオスの法制度発展の歴史的な流れの中で、私は2021年からラオスに赴任し、こちらもラオス初となる民法典逐条解説書（2023）の発刊に関与した。ただし、長期的な支援が実施されているとはいえ、法制度の発展としては民法典施行からまだわずか数年の段階である。そこで、ラオス全体の法律家の中での法適用技術（法解釈を含む）はまだまだ今後発展していくべき状況にある。

すなわち、法律という作品が存在していても、途上国においては、それが必ずしも社会全体に普及しているとは限らず、また、それが社会で発生している問題へと正しく適用されているとは限らない。正しい内容を持つ法律であったとしても、恣意的に使えば、法解釈の方法次第でどのような結論でも導き

得ることは、日本の法律家であれば理解できることである。同様に、理由付けのない（薄い）判決には説得力がないだけでなく、いかにひどい結論でも導き得ることも理解できることだろう。しかしながら、このような問題点は、法適用や法解釈が発展途上の段階では、必ずしも理解されているとは限らない。

これはその国々の制定法のみを概観していてもわからない問題点であり、法的判断の予見可能性が低いという意味で、市民にもビジネスにも高い法的リスクとして存在する。そのため、法制度の発展としては、極めて地味ではあるが、法適用という根本的な、しかしながら法制度の運用結果に対し重大な影響力を持つ、この基礎技術の発展が必要不可欠であると考えている。

そのような状況の中、ラオスにおける法整備支援プロジェクト全体にて、法適用（法解釈含む）の向上を目指して活動を進めているところであり、ラオスの最高裁、最高検、司法省、ラオス国立大学法政治学部、およびラオスの弁護士と共に、実務と教育改善のための研究を行なっている。その一環として、「法学の基礎 - 法解釈技術 -」（発行：JICA J-ROL Project）という書籍を私自身も執筆して2025年3月にラオスにて発行し、学生や実務家の法解釈への導入・発展を促すべく講義なども実施している。

AI のリスク

上記のような法適用の問題点は必ずしもラオスだけの問題ではなく、程度の差はあれ途上国全体でありうる法制度の発展段階であると考えられる。

このような状況下、AI技術の発展と世界的な普及は、各国の法制度の発展において、危機的な状況となり得ると感じている。もちろん、AI技術の発展により法令や判例、文献情報の検索が容易となり、事務的な文章作成が省力化できるようになるなど、かつてない効率化がはかれるようになることはいうまでもない。反面、AIに頼ることにより、訴状、準備書面、判決書から法的な論点をまとめたレジюмеや交渉文書に至るまで、完成版文書を数秒で作成できる。一見してクオリティは低いものの、法学初学者のレベルを遥かに超えた論述がなされた文書が作成できる。このように、現時点ではAI作成文書のクオリティには問題が多いと思われるが、それも将来的にはかなりの程度改善する可能性もあり、また、改善していなくともこのような便利なAIに頼る人は増えてくるであろう。実際、AIが提示した、存在しない判例を裁判所に提出して問題となった事例も発生している。

法解釈への脅威

これは、途上国においては危機的である。例えば、裁判官が判決書の作成についてAIにドラフトを頼めば、極めて手軽にそこそこの完成版の内容を作成してくれる。その誘惑に打ち勝って自ら長時間のドラフト作業を日々行う法律家は減ってくるだろう。この時、文章のクオリティが問題であろうとも、法解釈のできない法律家にはその良し悪しの判断は難しい。その結果、AIに頼ることがますます常態化し、もはや誰も法解釈を学ぼうとする意欲もなくなる上、その先には教授することができる能力のある者もいなくなってしまう。日本のように法律家が高いレベルで当然のように法解釈できる社会では理解されづらいかもしれないが、途上国ではこれは現実には高いリスクがあるように感じられる。最終的には、法律家という人間の正義感や人権感に基づく判断ではなく、AIの判断による司法が行われることになるリスクがある。

さらに懸念されるのは、AIの示す判断内容は、AIが学習したインプット内容に影響を受けるのであるから、どの情報を誰がインプットしたのか（どの国の情報か）に左右される可能性がある。AI

企業は先進国にあり、そのような国の法律情報や考え方が量的に多くインプットされ得ることは容易に想像できる。同様に、正義感や人権感覚などが反映された裁判例などの文書が公開流通しているのも、先進国のものが多いであろう（途上国ではデータとしてインプットされ得る状態とすらなっていないかもしれない）。

このように考えると、AIの学習情報の自然な偏りの結果、途上国の考え方、正義感、人権感覚のようなものはAI判断の基礎とはならず、外国の考え方に知らないうちに支配され得るようになる。そうになると、途上国は自らの価値観で判決できなくなってしまう日が来るように思われる。そして、自ら法解釈のできる法律家がいなければ、そのようなAIの判断を正すことも非常に困難となるだろう。

LAWASIA における登壇

上記のような懸念を、これまでの実務と経験をもとにして、2025年10月12日のLAWASIA Hanoiでの「Constitutional Law (I) (Testing Times for Law and Lawyers)」のセッションにて発表させて頂いた。セッション終了後、当時のLAWASIA 会長 Mr. Shyam Divan 氏から直接称賛の言葉をかけて頂いたことにとっても嬉しく感じたとともに、共同スピーカーの方からも、司法は人間の判断であり続けなければならないとの感想を頂いた。

司法はAIのメリットを享受して発展を続けていくべきではあるが、AIの潜在的なリスクはメリットの陰に隠れて見落とされがちである。そしてそのリスクは上記の通り致命的なものではないかと感じている。司法は人の正義感の表れであり、AIないしはそこにインプットされた偏りのある情報に支配されてはならない。今後も法適用、法解釈技術の向上に向けて支援を継続し、AIの司法における影響を注視していきたい。（なお、本稿の以上の内容は私の個人的な見解である）

地方会からローエイシアに参加する意義と楽しさ



弁護士

日弁連国際交流委員会副委員長

中部弁護士会連合会国際委員会委員長

小川 晶 露

私は愛知県弁護士会の会員である。愛知というと地方の中堅都市であるが、町の弁護士の一人に過ぎない。ローエイシア年次大会に参加するようになって、もう何年が経過しただろうか。今回は、地方会の一員目線で、ローエイシアに参加する意義と楽しさについて、徒然と所感を述べてみたいと思う。

まず、個人的な印象に過ぎないが、例えば、IBA（世界法曹協会）等に行くと、欧米を中心とした世界トップの何大事務所の、何々大学卒業のエリート・ロイヤーがたくさん来ている。町の弁護士からすると気後れするし、東京、大阪以外の地方出身だと興味も持ってくれない。

でも、ローエイシアは違う。気取った人は誰一人としていないし、何ととっても雰囲気がよく、本当に楽しい。各セッションも、あまり時間どおりに始まらず、不必要な緊張感もない。スピーカーとして登壇すると、総じて、モデレータは優しいし、聴衆も本当に温かい。ポッシュな英語は殆どなく、アジア訛りだけである。日本人は英語が不得意だが、ローエイシアの殆どの参加者は非ネイティブの人達である。日本人訛りがあっても「それは君の文化だよ。」と言ってくれるし、地方であっても、日本人ロイヤーだというと、興味を持ってくれる。興味を持って貰えるのは本当に嬉しい。

ローエイシアでは、アジアを中心とした世界の法律家と出会って友人、知人になることができる。出会ったら、各種SNSやメッセージングを交換してネットワークを広げていこう。それで直ちに仕事に結びつくかという、決してそうではないが、経験的に言うと、こちらから一つ仕事を投げると、次

は、向こうから仕事が入り来る。また、地方会どうしの交流のきっかけになったりする。前年のハノイ年次大会をきっかけに、愛知県弁護士会はハノイ弁護士会との交流を開始した。また、ひょんなことから、香港律師会の元会長でロー・エイシア元会長のメリッサ・カヤ・パン氏が愛知県弁護士会を訪問してくれた。とても、気さくな方だった。

また、あまり知られてないが、ローエイシアでは、日弁連を中心に、日本国で活躍する多くの法律家に出会うことができる。日弁連はローエイシアの団体会員であり、毎年、副会長その他、国際に関わる多くの日弁連会員が参加している。参加者は、グループLINE等で繋がっていて、一緒にセッションを見に行ったり、皆で現地レストランや観光に行ったりするから、地方の若手でも、決して一人ぼっちになることはない。地方であろうとなかろうと、ローエイシアに参加するとオール・ジャパンのメンバーの一員となる。元ローエイシア会長で終身名誉役員の鈴木五十三先生をはじめ、普段の業務では、絶対にお会いできないようなレジェンドと云われる人達に出会うことができる。お会いして話をすると、実は気さくで、本当に刺激になるから、地方からでも、もう一步、世界に踏み出してみようと思える。地方の若手からすると、これは、本当に有り難い。

最後に、日弁連は、若手会員に対する国際会議の費用参加補助を提供している。若手は、遣わない手はないから、是非、お薦めである。また、最近では、幅広くセッション・スピーカーを公募してくれる。そこに地方も中央もなく、必要な人材だと思えば、スピーカーとして採用してくれるから、若手であっても、積極的にスピーカーに応募してみよう。

ローエイシア人権委員会より活動報告



ローエイシア副理事

ローエイシア人権委員会 Expert Counsellor 北村 聡子

日弁連や単位会に数多の委員会が存在するように、ローエイシアにもファイナンスから家族法まで幅広い分野について26の委員会が存在する。委員会により組織形態は異なるが、概ねその運営を担っているのは、リーダーである議長 (chairperson) と数名の運営委員である。私は、前ローエイシア人権委員会共同議長の東澤靖先生のご推挙により、2023年秋に人権委員会の運営委員 (Expert Counsellor) に就任した。本稿では同委員会の活動をご報告する。

1. Human Rights Conference

ローエイシアは、2019年以降、年次大会とは別に年に1回、人権大会を開催しており、2023年9月に福岡で開催された人権大会は皆様のご記憶にも新しいところと思う。年次大会よりも参加登録費を安価に留め、かつ、人権にフォーカスした分科会を数多く開催することで、アジア太平洋地域で活動する人権弁護士が集まり、情報を交換し、連帯し、互いにエンパワーする機会として重要な役割を果たしている。人権委員会は、開催地の弁護士会と協力しながら、分科会のテーマ決め、スピーカーの選定等に関わっている。

2. Human Rights Lawyers' Network Meeting

また、人権委員会では3ヶ月に一度、様々な人権課題について学び、交流する場としてHuman Rights Lawyers' Network Meeting と称するZoom 会議を開催している。私は人権委員会の中で、韓国のPillkyu Hwan 弁護士とともにこの会議の準備を担当しており、これまで「移民・難民」「戦略的訴訟」「災害対応と人権」「環境及びビジネスと人権」「海と人権」「人道に関する罪条約と子どもの権利」など多岐にわたるテーマで会議を開催してきた。3ヶ月に一度という頻度の高さにより、会議が終わった瞬間に次のスピー

カーを探し始めなければならないという大変さはあるが、この会議に毎回参加していれば、自分が知らない人権分野についても最新の知見が得ることができ、その分野のエキスパートと繋がることもできる。

なお、この会議はローエイシアの会員でなくても参加可能な緩やかなネットワークであるが、日本からの参加者は多いとは言えない。これからは日弁連のメーリス等を通じてより積極的に告知宣伝していきたい。

3. Lawasia Human Rights Blog

人権委員会は、ローエイシアのホームページの中にあるLAWASIA Human Rights Blog というサイトを運営している。このサイトには人権に関する寄稿や論文、上記 Human Rights Lawyers' Network Meeting の報告、各国の人権状況に関する最新情報などが掲載されているので、皆様も一度、アクセスしてみたい。また、寄稿や論文を掲載されたい方は大歓迎なので、ご連絡頂ければと思う。

4. Statements

LAWASIA は様々な声明を発出しているが、このうちアジア太平洋地域で起こる人権問題についての声明は、人権委員会が執行委員会に対して発議することが多く、発出されるまでの過程で委員会としての意見を述べる等している。

以上、人権委員会の主な活動をご紹介したが、これらを実施するため、議長と運営委員は毎月第一火曜日にオンライン会議を開催している。毎月スクリーン越しで顔を合わせている仲間同士がローエイシアの大会で対面で顔を合わせると、何やら感慨がひとしおで、大会の度に彼らと一緒にいく夕食はとても楽しく充実した時間となっている。まさに役得である。

LAWASIA がひらく単位会の 国際的なつながり



第二東京弁護士会国際委員会委員長 森田 裕子

私が弁護士登録をしたのは2015年1月であるが、最初に参加した国際会議が、同年開催のLAWASIA シドニー大会であった。当時の第二東京弁護士会会長の随員として参加した私は、国際会議の雰囲気圧倒され、与えられた予定をこなすだけで精一杯だった。

その後、スリランカ、東京、シエムリアップ、バンガロール、クアラルンプール、ハノイと、断続的にLAWASIA 年次大会に参加してきた。2017年の東京大会では日弁連の組織委員会の一員として準備段階から関わり、国際会議を運営する側の視点を得た。さらに2025年のハノイ大会では、第二東京弁護士会の国際委員会委員長として参加し、個人の関心にとどまらず、「単位会としての関与」を意識しながら各会合に臨むようになった。

こうした経験を重ねる中で、国際活動を個々の人的つながりに委ねるのではなく、弁護士会の活動の一部として位置づける必要性を強く感じるようになった。LAWASIA に加盟している弁護士会は、日本と法制度や社会的背景に近い国・地域が多い。そのため、弁護士会運営に関する課題や工夫が、理念的な議論にとどまらず、実務に即した形で共有されやすい。研修体制や若手支援、テクノロジーへの対応など、各国が直面する論点には共通性があり、自会の取り組みを見直す際の重要な手がかりとなっている。

また、年次大会は、複数の海外弁護士会と一度に
対面で意見交換を行う場でもある。公式会合に加え、

レセプションなどの非公式な場で交わされる対話を通じて、文書やオンラインでは把握しきれない実情や温度感を知ることができる点は、今後の交流の方向性を検討するうえで大きな意味を持つ。

さらに、参加を継続することで、弁護士会同士の関係は次第に安定したものとなる。年次大会で繰り返し顔を合わせるにより、担当者個人を超えた信頼関係が生まれ、「次にどのような形で協力できるか」といった具体的な相談が自然に行われるようになる。これらの関係は、弁護士会同士の関係として蓄積され、国際活動の基盤となっていく。

とりわけ意識してきたのは、得られた経験や気づきを、参加者個人の体験にとどめず、委員会内、さらには単位会全体にどのように共有していくかという点である。国際活動は継続してこそ価値を持つ。担当者が交代しても関与が途切れない仕組みと、経験が次につながる運営が不可欠である。LAWASIA は、その前提を備えた国際的な枠組みであり、単位会が主体的に関わる意義は大きい。

LAWASIA への参加は、単なる国際交流にとどまらない。弁護士会の将来像や活動の方向性を検討するための、実務的な検証の場でもある。私自身、その過程に関わる中で、LAWASIA との継続的な関係が持つ意味を、より具体的に実感するようになっていく。

LAWASIA2025年次総会に参加して



日弁連副会長 藤田 祐子

2025年10月10日から、ベトナム・ハノイにおいて開催されたLAWASIAの年次大会に、国際委員会を担当する副会長として日弁連を代表して出席し、理事会のほか、全体会議といくつかのセッションに参加した。他の国際会議と同様、法の支配とAIに関する話題は大きな関心を集めていたが、その他にも環境法に関するセッションや、少数民族の権利保障に関するセッションなど広範囲の話題が扱われていて興味深かった。

また、台湾、中国、スリランカ、ブータン等の国々とそれぞれ二国会合を持った他、韓国、香港、マレーシア等々多くの国の弁護士と懇談を行った。

私個人は、仙台という地方都市のいわゆる町弁であって、業務で国際案件を扱うことは殆どなく、国際会議への参加も今年度が初めてであった。しかし、各国の弁護士と交流することで、各国の法曹界における近時の課題及びそれへの取り組み状況等に関する情報を得ることができ、また各国と日本の相互の友好関係も確認できた。LAWASIAは、構成国が日本と地理的にも近い諸国によって構成されていることもあり、多くの参加国からの日本国ないし日本の法曹に対する親近感・信頼感をより感じられた。長期間にわたる日弁連の国際支援及び国際交流活動が実を結んでいると考えられ、国際社会における日本の法曹界の存在感を実感することができた。

また、法の支配崩壊や法律家弾圧の危機感を、危機に瀕している当該国だけでなく、周辺の国々、また地域、更には全世界で共有し、団結・協働してい

く場としてこうした大会が重要だと実感した。近時、少なからぬ国において法の支配や法律家の独立が危機にさらされている状況があることを考えると、多国間の法曹が連帯し団結して共闘していくことが重要であり、日本も積極的にそうした活動に携わるべきと感じる。そのことが、更に海外における日本への信頼を高め、ひいては日本の平和の維持にも資すると思われる。

私自身をはじめとして、日本の弁護士は国際業務に接点がない人が非常に多く、個人にとっての国際会議の重要性は実感しにくい面があると思うが、国際社会で得られる情報や実感は、人権擁護と社会正義の実現を使命とする全ての日本の弁護士にとって大きな意味があると思う。業務以外でも、会務または社会活動等を通して、外国の法律家らと接する機会を持ち、国際的な視野を培っていくことは有用である。日弁連としても、引き続き日弁連自身が複数の国と友好関係を築いていくことのみならず、単位会ないしは会員個人の国際的活動の支援をより充実させることが重要であると感じている。

地方の弁護士会とローエイシア



元日本弁護士連合会副会長（2020年度）

福岡県弁護士会会長（2018年度，2025年度）

上田英友

私とローエイシアとの関わりは、2020年度に日弁連副会長を務めた際、国際関係の担当となったことが始まりであった。その年度は新型コロナウイルスが蔓延した最初の年であり、海外渡航がまったくできなくなったため、国際会議も次々と中止やオンライン開催となり、モンゴル（ウランバートル）で開催が予定されていた年次大会にも参加することができなかった。

それから数年が経過し、コロナ禍の収束により、2024年9月に、ローエイシア人権大会が、4年ぶりに対面開催されることとなり、その開催地として福岡県が選ばれ、福岡県弁護士会がローエイシア、日弁連とローエイシア人権大会を共催することとなった。私は、福岡県弁護士会の責任者として、全体の責任者である東澤靖先生とセッションの責任者（コーディネーター）の北村聡子先生、日弁連国際課の職員の方々とともに、準備会議を重ね、当日のロジ回りを主に担当した。

ローエイシア福岡人権大会は、15の国と地域から約60名の参加者を迎え、国内からは200名近い弁護士が参加し、「国境を超える：人権侵害と弁護士による保護」をテーマとして盛会のうちに終了することができた。地方の弁護士会である福岡県弁護士会が国際会議をコーディネートできたことは、得難い経験となり、つぎの地方開催の国際会議の招致にもつながると感じた。

福岡県弁護士会は、2024年から団体会員（ノンドミナント）としてローエイシアへの加入が承認され、

当時の徳永響会長がマレーシア（クアラルンプール）で開催された年次大会に参加した。私は、翌2025年に、福岡県弁護士会の会長としてベトナム（ハノイ）で開催された年次大会に参加した。年次大会では、いくつもの分科会に参加し、興味深い報告や討論を聴講し有益な時間を過ごすことができた。また、レセプション、ランチ、セッションの合間に、諸外国・地域の弁護士と面識ができ、お互いの法曹事情、司法制度の話などで盛り上がることもできた。

また、年次大会の機会に、第二東京弁護士会が開催したバイ会合にもオブザーバーとして参加した。参加したのは、ホーチミン、ソウル、シンガポール、マレーシアの各弁護士会との会合であった。会合では、先方の会長、副会長と親交を深めることができ、お互いの法曹事情、司法関連の問題等、有益な情報交換をすることもできた。

福岡県弁護士会のような地方の弁護士会も、ローエイシアの団体会員になることで、年次大会に参加する機会も生じ、バイ会合などで国際交流を深めることができるので、他の弁護士会にも団体会員としてローエイシアに加入することをお勧めしたい。

ローエイシアハノイ大会に参加して



弁護士 安倍 嘉一

2025年10月10日から12日の日程で、ローエイシアのハノイ大会に参加した。筆者は日本弁護士連合会の国際交流委員会の委員を務めているが、当委員会では、長年にわたってJICAの法整備支援活動の一環で行われていた、ベトナム弁護士連合会(VBF)の日本を訪問しての研修(本邦研修)の受け入れを行ってきた。本邦研修では、毎年のテーマに合わせて講師を依頼し、勉強いただくことがメインではあるが、懇親会やときには週末の観光・ショッピングに同行してベトナム人の弁護士との交流を続けてきた。ベトナムの近年の発展ぶりは目覚ましく、もはや「支援」の対象と捉えるのは不適切であり、対等のパートナーとして扱うべき存在になっている。実際にも、JICAの法整備支援活動も、昨年で一区切りをつけ、活動としては一旦終了したものの、今後も緊密な関係作りが重要なことは言うまでもない。当委員会でも、2025年3月に、日本からハノイにあるVBF本部とホーチミンのホーチミン弁護士会を訪問していたところだった。それだけに、今回ハノイでローエイシアの大会が開かれることには特別な思い入れがあった。実際に、大会では、これまでお会いしたことのある多くのベトナム人弁護士と再会することができた。

また、今回の大会で印象深かったのは、日本人でローエイシアの大会にリピートしている人が多くいたことである。国際大会への参加については、日弁連も補助をしており、この補助を受けた若手弁護士が参加することはあるものの、基本的には業務の繁

忙などから、毎年のように来るケースは少ないのがほとんどだった。しかし、今回は、昨年のクアラルンプール大会で会った弁護士も多く、旧交を温めることができた。このように、毎年見知った人と会うことができるようになると、翌年も参加する意欲が湧くものである。リピーターが増えたのは近年の業務のグローバル化によって、地方の中小企業でもアジアとの取引の機会が増えているといったことが背景にあるのかもしれないが、日弁連としてもただ各弁護士の自然な集まりに期待するのではなく、より積極的に、こうした国際大会に参加する若手弁護士を継続的に支援する枠組みを作ってもよいのではないかと思う。

このように、毎年参加することで、日本・海外問わず、弁護士の友人が増えていくこと自体、大変楽しく思っており、これだけでも、国際大会に参加する意義はあると思う。これまでの大会でできた日本やベトナムの弁護士との縁を大切に、来年のソウル大会にも参加したい。

日本ローエシヤ友好協会のHPをご存知ですか？

<https://www.ibltokyo.jp/lawasia>

現在、ABLF（アジアビジネスローフォーラム）などの会合などを掲載しております。今後、アーカイブスのニューズレターの掲載含めて検討してまいります。

日本ローエシヤ友好協会の情報発信のツールとしてお役立てください。



理事会及び総会

日本ローエイシア友好協会(会長 小杉丈夫)の理事会及び定時会員総会がさる2025年5月28日の午後1時30分より東京都中央区京橋の国際商事法研究所(Web併用)において開催された。

(出席理事13名)

同理事会では、下記議案について審議が行われ、いずれも原案通り承認可決された。

(議題)

- 2024年度事業報告及び収支決算案承認の件
- 2025年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 規程改定および会費改定について
- ローエイシア執行委員会報告の件
- アジアビジネスローフォーラム(ABLF)の活動の件
- 家族法部会の活動の件
- 今後の当協会の組織体制と活動について
- ニューズレター発行の件
- その他

《アジアビジネスローフォーラム(ABLF)》

さる6月20日に2025年第2回アジアビジネスローフォーラム研究会「トランプ政権の今後と日本の課題～変貌する米国と新しい世界秩序への対処」が開催され、ワシントンD.C.とブリュッセルで活躍されているお二人の国際通商法の専門家が、トランプ政権が何を目指し、今後どのような政策を展開していくのか、それに対して欧州がどのように反応しているのか、そしてその中で日本がどのような方針で新たな世界秩序に対処すべきかなどについて議論しました。

司会：島村 洋介(弁護士・島村法律事務所)

講師：伊藤 嘉秀(米国ニューヨーク州及びワシントンDC 弁護士・Mayer Brown 法律事務所ワシントン事務所)

藤井康次郎(弁護士・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業ブリュッセル事務所代表)

会員の状況

(2025年11月14日現在)

個人A会員	82
個人B会員	33
法人A会員	2
法人B会員	10 (合計127)

☆会員の区分について☆

個人A会員(当協会及びLAWASIA両方の会員資格)

年会費 18,000円

個人B会員(当協会会員資格)

年会費 5,000円

法人A会員(法人B会員のサービスの他、LAWASIAビジネス法部会会員)

年会費 45,000円

法人B会員(個人A会員と同じサービスも受けられる)

年会費 33,000円

※ 個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

(2025年11月14日現在)

顧問	内田 晴 康	弁護士
	小 泉 淑 子	弁護士
	中 川 英 彦	元京都大学法学研究科教授
	柳 田 幸 男	弁護士
	吉 村 徳 重	九州大学名誉教授
会長	小 杉 丈 夫	弁護士
副会長	鈴木 五十三	弁護士
	小 原 正 敏	弁護士
常任理事	酒 井 邦 彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木 正 貢	弁護士
	熊 倉 禎 男	弁護士
	神 田 秀 樹	東京大学名誉教授
	堀 裕	弁護士
	高 谷 知 佐 子	弁護士
	山 浦 勝 男	事務局長
理事	福 島 直 之	最高裁判所事務総局秘書課長
	隄 良 行	法務省大臣官房審議官
	山 内 由 光	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相 原 佳 子	弁護士
	安 倍 嘉 一	弁護士
	市 毛 由 美 子	弁護士
	大 谷 美 紀 子	弁護士
	川 村 明	弁護士
	北 村 聡 子	弁護士
	澤 井 英 久	弁護士
	芝 池 俊 輝	弁護士
	島 村 洋 介	弁護士
	田 中 浩 三	弁護士
	豊 田 祐 子	弁護士
	吉 田 和 彦	弁護士
監事	青 山 善 充	東京大学名誉教授

編集後記

2023年10月にニューズレターを発刊してから、約2年ぶりに発刊することができました。多くの業務を抱えながらもニューズレターへの寄稿にご快諾いただきご準備いただいた先生方、ならびに当協会の小杉会長、鈴木(五)副会長のご尽力についてここに深く感謝申し上げます。

今回のニューズレターでは、先生方よりローエイシアの年次大会についてコメントなどをいただいております。近年ですが日本からのローエイシア大会への参加者が年々増えていると伺います。また、参加者の地域も首都圏などにとどまらず地方からも増えているようです。それだけ日本でも各地域の法曹が直接海外とつながるグローバルなネットワークが構築されつつある、ということかと思います。

日本全体の法曹のグローバル化に応じて当団体でも遅ればせながらHPを開設しまして、情報発信できる体制は整いました。今後、HPからの情報発信を増やし、当団体会員の皆様へ有益な情報を提供するよう努めてまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局長/山浦勝男)

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区京橋2-7-14 ☎104-0031
 一般社団法人 国際商事法研究所内
 TEL 03 (3528) 6525 FAX 03 (3528) 6526
 E-mail : lawasia@ibtokyo.jp